

岡崎市市民参加型市政の推進に関する指針 説明書

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・ P 1
- 2 市民参加型市政の基本理念・・・ P 1～P 3
- 3 指針の解説・・・・・・・・・・ P 4～P 10

令和4年1月

岡 崎 市

1 はじめに

本市では、今までも市民アンケート、附属機関、パブリックコメントなど、様々な場面において市民の皆様の御意見をお聴きしながら市政運営を進めてきました。

しかしながら、本市がこれからも市内外の皆様から「選ばれる都市」として発展を続けるためには、合意形成プロセスにおけるさらなる市民参加を推進し、市民の皆様に共感や納得感を持っていただける市政運営を行うことで、市の魅力や市民の皆様の岡崎愛を向上させることが重要です。

そこで、検討及び構想段階から市民に向けて積極的に情報を発信したうえで、幅広く市民参加の機会を提供し、多様な意見を聴き取りながら、広く市民の英知を結集して、計画の策定や事業の推進を図っていく仕組みを「市民参加型市政」と定義し、市民参加型市政を推進するに当たっての基本方針である「岡崎市市民参加型市政の推進に関する指針」(以下「指針」という。)を策定することとしました。

本説明書は、市民の皆様に市民参加型市政についての御理解と御協力をいただくため、指針の考え方を説明したものです。

2 市民参加型市政の基本理念

(1) 市民参加型市政で目指す理想の姿

ラグビーを始めとしたチームスポーツには、「One for all, All for one」(《ひとりみんなのために、みんなはひとりのために(あるいは、みんなは1つの目的のために)》)という考え方があります。市民参加型市政では、まさにこの状態が理想の姿だと考えています。

市が計画策定や事業推進を検討する際には、市民の皆様を漠然としたイメージで捉えるのではなく、例えば施設の利用者、近隣住民、事業者などの立場に応じて、あるいは子ども、お年寄り、障がいのある方などの特性に応じて、市民の皆様をひとりひとりの個人として捉えて、「〇〇さんには、どのようなニーズがあるだろうか?」「〇〇さんは、どのような内容なら喜んでいただけるだろうか?」と想いを巡らせることが大切です。

一方で、市民の皆様には自分の立場や特性からの意見だけではなく、「自分はこれがいいと思うけど、違う意見もあるよね」「こういう立場の人にとっては、もっと違う内容の方がいいかもね」と、計画や事業の目的に対して広い視野で考えていただけるような情報や機会を行政から提供することが大切です。

市民参加型市政を推進することで、「One for all, All for one」の市政運営を実現しましょう。

(2) 市民参加型市政のコンセプト

市民参加型市政を推進するうえで、大切にしたい視点を以下の4つにまとめました。

- ・市が抱える課題や悩みを公開します。

市では多種多様な計画の策定や事業の推進をしていますが、いずれもそこには市の課題や悩みが存在し、それを解決するための道筋や手段として、計画の策定や事業の推進をしています。市民参加型市政においては、これらの市が抱える課題や悩みを早い段階から公開することにより、市民の皆様と一緒に悩み・考えながら、市政運営を行います。

- ・ **早い段階から市民の皆様の声をお聴きします。**

計画の策定や事業の推進において、今まではある程度計画や事業の中身が整ってから市民の皆様の声をお聴きしていましたが、これからは早い段階（計画を策定するかどうか、事業をやるかやらないか、の検討段階）から市民の皆様の声をお聴きします。

- ・ **「なぜ？」の視点を大切にします。**

前述のとおり、今まではある程度計画や事業の中身が整ってから市民の皆様の声をお聴きしていたため、ともすれば細かな手法に関することや、計画や事業の枝葉の部分についての意見聴取になりがちでした。

これからは、「なぜこの計画が必要なのか？」「なぜこの事業をやるのか？」という「なぜ？」の視点を大切にし、市民の皆様へ積極的に情報を発信していきます。

- ・ **ファンを大切にします。反対意見にも真摯に対応します。**

市民の皆様に参加策定や事業推進の早い段階から参加していただくことにより、事業や計画を身近な自分事として捉え、共感を持ち、ひいてはファンになっていただくことを目指します。

また、反対意見をお持ちの方に対しても、早い段階から御意見をお聴きし、丁寧に説明をすることで、「言われてみれば、そのとおりだね」という納得感を持っていただくことを目指します。

※ 「ファン」とは、声なき賛成者から一歩進んで、積極的に賛成の立場であることや賛成意見を表明していただける方のことを想定しています。

(3) 市民参加型市政の狙い

市民参加型市政は、市と市民の皆様との信頼関係の下、計画策定や事業推進の合意形成プロセスへの市民参加を増やすことにより、市民の皆様共感・納得感の高いまちづくりを進めていくことが狙いです。

また、市民参加型市政を推進することにより、以下の効果を期待しています。

- ・ 市民ニーズを反映した計画の策定及び事業の推進が可能になり、計画や事業の質が向上する。
- ・ 合意形成プロセスにより多くの市民が参加することにより、計画や事業に対する「ファン」が増える。

- ・ 反対意見をいち早く知ることにより、対策を早期に取ること、反対者にも納得していただきやすくなり、プロセスの停滞や手戻りを防ぐことができる。
- ・ 合意形成プロセスに参加した市民が、計画や事業への共感や納得感を得ることにより、実施・運用段階における「担い手」へ移行していただける。

(4) 市民参加の結果と意思決定の違い

市民参加は、市民の皆様から幅広く意見やアイデアを聴取し、それを反映させながら計画や事業の質の向上や合意形成の円滑化を図るものであり、市民参加の結果だけで計画や事業の可否を決定するもの（いわゆる住民投票のようなもの）ではありません。「市民の意見の反映」とは、市民の皆様の関心や利害を把握し、多様な意見を調整し、まとめていくということです。

計画や事業においては、市における優先順位、専門的・技術的な観点、市民の意見等の要素を総合的に判断し、最終的には市長、担当部署、あるいは市議会における議決等をもって意思決定を行うことに変わりはありません。

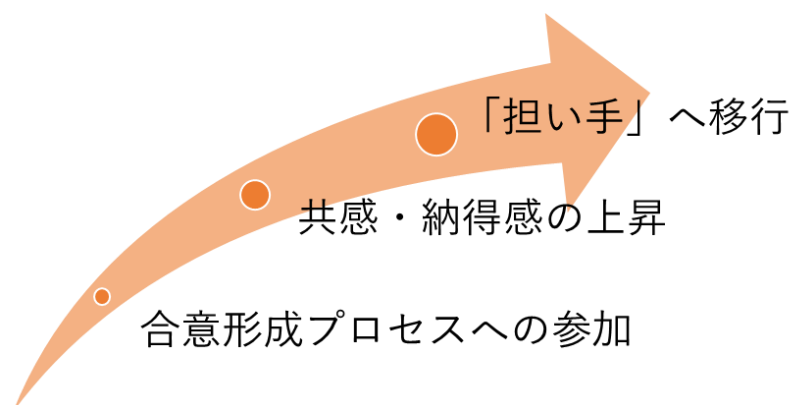
(5) 市民協働との住み分け

本市における従来の市民協働は、事業等の実施・運用段階において、市民の皆様「担い手」となっていただくことを主な目的としています。

一方で、市民参加型市政は、市民協働と明確に線引きをできるものではありませんが、事業等の実施・運用段階のもっと前の検討・構想段階から、合意形成のプロセスに参加していただくことを主な目的としています。

スポーツで例えると、従来の市民協働は市民の皆様「プレーヤー」になっていただくこと、市民参加型市政はプレーが始まる前の作戦会議から市民の皆様に参加していただくことを主な目的としています。

なお、先にも述べましたが、市民の皆様「計画や事業の合意形成プロセスから参加していただくことで、共感・納得感が上昇し、そのまま実施・運用段階における「担い手」に移行していただく、という相乗効果も期待できます。



3 指針の解説

(目的)

第1条 この指針は、市民参加型市政の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の合意形成過程における更なる市民参加を促進し、市民が共感や納得感を得られる市政運営を行い、市の魅力や市民の岡崎愛を向上させ、もって市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

【説 明】

第1条は、本指針に規定する内容を明らかにし、市民参加型市政の理念と達成すべき目的を定めたものです。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加型市政 検討及び構想段階から市民に向けて積極的に情報を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、多様な意見を聴き取りながら、広く市民の英知を結集して、計画の策定や事業の推進を図っていく制度をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げる者のほか、実施機関が必要と認める者
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者及び消防長をいう。

【説 明】

第2条では、本指針で使用する重要な用語の意味を説明しています。

- ・ 第1号の「市民参加型市政」の詳細については、本説明書の「2 市民参加型市政の基本理念」を参照してください。
- ・ 第2号の「市民」は、「本市の区域内に住所を有する者」のほか、「本市の区域内に通勤し、又は通学する者」、「本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」、さらに「アからウまでに掲げる者のほか、実施機関が必要と認める者」を含むこととしています。これは、本市が抱える様々な課題を解決するためには、本市に関係する幅広い人々の御意見をお聴きする必要があると考えるからです。
- ・ 第3号の「実施機関」とは、地方自治法第138条の4に規定する「市の執行機関」（市長及び教育委員会他、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会）に、独

立権限を有する水道事業及び下水道事業管理者と消防長を加えたもので、一般に「行政」と言われるすべてを網羅したものです。

(情報共有)

第3条 実施機関は、市民参加型市政を推進するため、市民との情報共有に努めるものとする。

2 実施機関は、市政に関する正確でわかりやすい情報を迅速に提供し、これを市民が容易に得られるよう努めるものとする。

【説 明】

第3条は、市民と市の情報共有について定めたものです。

- ・ 第1項では、市は市民との情報共有に努めることとしています。
- ・ 第2項では、市が市民へ情報提供を行う際の留意事項を定めています。具体的には、市政情報コーナーでの閲覧や市のホームページへの掲載、市政だより等の広報紙、報道機関への情報提供などの手段を適切に活用し、正確で分かりやすい情報を迅速に提供するように努めることとしています。

(市民参加の拡充推進)

第4条 実施機関は、積極的に市民参加の機会を設け、市民の意見等を施策へ反映するよう努めるものとする。

2 実施機関は、市民参加により提出された市民の意見等を施策へ反映することができない場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民に対し、これを説明しなければならない。

【説 明】

第4条は、市民参加の拡充推進について基本的な考え方を定めたものです。

- ・ 第1項では、より多くの市民が市政運営に参加できるよう、市は市民に対し積極的な市民参加の機会を設け、様々な市民の意見を的確に把握して総合的に検討し、市政に反映することを定めています。潜在化する市民意見や市民ニーズに対応するためには、受け身の姿勢ではなく、市が自ら市民の中に積極的に入っていく、意見を発掘していくことが必要です。
- ・ 第2項では、市民参加により提出された市民からの意見等を市政に反映することができない場合において、個別の問い合わせに対応し説明しなければならないとしています。

(市民参加の対象)

第5条 実施機関は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参加の機会を設けなければならない。

(1) 岡崎市パブリックコメント手続要綱第3条の規定により、パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等の策定

(2) 未来投資計画事業の推進

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参加の機会を設けないことができる。

(1) 市の基本的な政策等の策定のうち、岡崎市パブリックコメント手続要綱第4条の規定によりパブリックコメント手続の対象としないこととしたもの

(2) 未来投資計画事業の推進のうち、その性質上市民参加になじまない又は市民参加の余地がないと実施機関が判断したもの

(3) その他やむを得ない理由があるもの

3 実施機関は、前項第3号の規定により市民参加の機会を設けないこととした場合においては、その理由を公表しなければならない。

4 実施機関は、予算に関する事項その他第1項各号に該当しない事項においても、市民参加の機会を設けるよう努めるものとする。

【説 明】

第5条は、市民参加の対象について基本的な考え方を定めたものです。第1項は市民参加を実施すべき事項、第2項は対象外となり得る事項、第3項は「やむを得ない」など対象外とする理由の説明、第4項は第1項以外の市民参加に努める事項を規定しています。

- ・ 第1項は、どのような事項を市民参加の対象とすべきかについて規定しています。
- ・ 第1号の「パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等の策定」は、具体的には以下のとおりです。

岡崎市パブリックコメント手続要綱

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画又は個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市の基本的な制度や方針を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃

(4) 市民の公共の用に供する重要な施設に係る基本計画の策定又は変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民等への影響を勘案して、パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が判断したもの

- ・ 第2号の「未来投資計画事業」とは、第7次岡崎市総合計画で掲げる将来都市像の実現に向けた10年間の推進事業パッケージである未来投資計画を構成する事業のことです。未来投資計画事業は、市の方向性を左右する大型かつ重要な事業であり、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、市民参加を実施すべき事項として位置付けています。
- ・ 第2項は、前項の規定にかかわらず、市民参加の対象としないことがあり得る場合を明らかにしています。
- ・ 第1号の「市の基本的な政策等の策定のうち、岡崎市パブリックコメント手続要綱第4条の規定によりパブリックコメント手続の対象としないこととしたもの」は、具体的には以下のとおりです。

岡崎市パブリックコメント手続要綱

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 前条各号に掲げる政策等の策定に当たり、法令等によりこの手続に類似した意見聴取の手続が定められているもの
- (3) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

- ・ 第2号の「未来投資計画事業の推進のうち、その性質上市民参加になじまない又は市民参加の余地がないと実施機関が判断したもの」は、市の内部事務に関する事業を推進する場合や、事業の実施の基準や推進方法等が別に定められており、市民の意見をお聴きしたものの、その結果を事業の推進に反映させることのできる余地がほとんどない場合を想定しています。
- ・ 第3号の「その他やむを得ない理由があるもの」は、災害など不可抗力による場合を想定しています。
- ・ 第3項は、前項第3号に該当する場合の、その他やむを得ない理由に関し、その理由を説明しなければならないとしています。
- ・ 第4項では、予算に関する事項など第1項各号以外の事項についても市民参加の機会を設けるよう努めることとしています。市民参加の実施範囲や手法等は、市民ニーズや実施効果、時間、経費などを総合的な視点で検討し、市が決定することになります。

(市民参加手法)

第6条 広く市民へ市政の情報を発信し、参加を求めるための手法（以下「市民参加手法」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、市政だより等による情報発信

(2) アンケート

(3) 市民広聴会

(4) オープンハウス

(5) シンポジウム

(6) ワークショップ

(7) グループヒアリング

(8) 地域（地元）説明会

(9) ニュースレター・パンフレット

(10) 現地見学会

(11) 出前講座

(12) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める手法

2 前項各号に掲げる市民参加手法のほか、次に掲げる制度等に基づく取組を行う場合は、その要綱等を遵守し、適切かつ積極的に市民参加を推進するものとする。

(1) パブリックコメント

(2) 法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関

(3) その他法律又は条例の規定により実施が定められているもの

3 実施機関は、より効果的で新たな市民参加手法について必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

【説 明】

第6条は、市民が参加するための手法について定めたものです。

- ・ 第1項は、第5条の規定に基づき市民参加の機会を設けるときの手法について、実施機関が任意で選定できるものを具体的に掲げています。
- ・ 第2項は、第1項で掲げた市民参加手法のほかに、市政への市民参加を促進するために実施する制度等として、「パブリックコメント」、「法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関」、「その他法律又は条例の規定により実施が定められているもの」の3つを掲げて、それらの制度に基づく取組を行う場合は、それぞれの要綱等で決められたルール等を遵守して、適切かつ積極的に市民参加を推進することを定めています。第1項で掲げた市民参加手法と第2項で掲げた制度等の違いとしては、前者が比較的自由にそのやり方や実施時期等をアレンジできるのに対して、後者はやり方や実施時期等がある程度既存のルールによって定められている点が挙げられます。第2項で掲げた制度はそのルールが確立されている一方で、ともすれば形骸化する懸念もありますので、市政への市民参加を

促進するための制度という趣旨に今一度立ち返り、積極的な市民参加を推進することが重要です。

- ・ 第3項は、より効果的で新しい手法を取り入れていくため、調査研究・試行していくことを定めています。新たな手法は、試行によって効果が確認できれば、必要に応じて第1項第12号の手法として実施機関が定めることになります。

(市民参加手法の実践)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる市民参加手法のうちから、事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実践するものとする。

2 実施機関は、市民参加手法を実践しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を求めるため、原則として複数の手法を併用すること。
- (2) 特定の地域を対象とする施策については、対象となる地域に関わりのある市民が参加できるようにすること。

【説 明】

第7条は、市民参加手法の実践について定めたものです。市政についての意見等を持っていても、様々な理由により、それを表明することのない市民が現実には多く存在しますが、このような潜在する意見等に対して、市が受け身の姿勢をとっていると、広く正確に市民の意向を把握することは困難になります。市民参加手法の実践に当たっては、可能な限り工夫をすることが必要です。

- ・ 第1項では、前条第1項各号で規定する手法を用いて、市民参加を効果的な方法で適切な時期に実施することを定めています。具体的な時期としては、計画の策定や事業の推進における検討段階、構想段階、計画段階、実施・運用段階のそれぞれの過程において市民参加手法を実践することとします。
- ・ 第2項は、市民参加手法を実践する際に市が留意すべき事項です。
- ・ 第1号では、広く多様な市民の意見を求めるため、市民参加手法を原則として複数組み合わせ実践するよう定めています。
- ・ 第2号では、地域を特定した施策を実施する際には、直接影響を受けることが想定される市民の意見を聞き検討することとしています。

(公表)

第8条 実施機関は、市民参加手法を実践するに当たっては、次の各号のいずれかに掲げる方法により、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するものとする。

- (1) 市の窓口での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

【説 明】

第8条は、市民参加手法の事前、事後の公表及び公表手段、内容について定めたものです。

市民参加手法を実践する際は、その目的や実施時期など必要な事項を事前に市民へ向けて周知する必要があります。また、実施後の結果についても同様に公表することとしています。

(委任)

第9条 この指針に定めるもののほか、市民参加型市政の推進に関し必要な事項は、別に定める。

【説 明】

第9条は、関係するルール等への委任について定めています。

附 則

- 1 この指針は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 市長は、この指針の施行後1年を目途として、この指針の規定について見直しを行い、適切な措置を講ずるものとする。

【説 明】

附則では、この指針の施行期日と見直しについて定めています。

市民参加型市政の推進に、正解やゴールはないと考えています。市民とともに考え、試行錯誤し、指針そのものを見直しながら、岡崎市版の市民参加型市政を作り上げていきたいと考えています。